

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和8年3月4日付けで専決処分したので報告する。

令和8年 3月23日 提出

太宰府市長 高 原 清

舗装剥がれによる車両損傷事故の損害賠償の額の決定

理 由

令和7年11月20日に発生した舗装剥がれによる車両損傷事故の損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

## 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定に基づく事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月4日

太宰府市長 高 原 清

市は、令和7年11月20日に発生した当該事故に係る車両が大字北谷962番地付近道路を通過した際に舗装の剥がれがあり、左前輪及び左後輪が接触し、ホイールの内側を損傷させた事故に対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

### 1 損害賠償の額

145,530円

### 2 事故の概要

令和7年11月20日（木）午前9時30分ごろ太宰府市大字北谷962番地付近道路で当該事故に係る車両が事故発生場所を通過した際に舗装の剥がれがあり、左前輪及び左後輪が接触し、ホイールの内側を損傷させ、パンクさせた。

### 3 損害賠償の支払いについて

本市が加入する道路賠償責任保険で相手方に全額支払う。